別紙様式第1号(第3条の6第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年　　月　　日

財務(支)局長　殿

(郵便番号　　―　　)
届出者　住　　所
電話番号(　　)　　―
商　　号
代表者の
氏　　名

届　　出　　書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※　届出受理番号	財務(支)局長　第　　号(　　年　　月　　日)
1. 商　　号	(ふりがな)
2. 代表者の氏名	(ふりがな)
3. 住　　所	(郵便番号　　―　　)　電話番号(　　)　　―
4. 資本金の額	

5. 取締役及び監査役等

(ふりがな) 氏名又は名称	役　職　名

6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先	
（ふりがな） 営業所の所在地	 （郵便番号　　―　　）
連絡先	電話番号（　　）　　―

（記載上の注意）

1. ※「届出受理番号」には、記載しないこと。
2. 「商号」は、登記簿上の商号を記載すること。
3. 「住所」は、登記簿上の本店の所在地を記載すること。
4. 「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上千万円未満の場合は十万円とすることができる。
5. 「取締役及び監査役等」は、監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役を記載すること。会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称及び住所を併せて記載すること。
6. 「取締役及び監査役等」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。
7. 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外における特定信託為替取引も取り扱う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先を併せて記載すること。
8. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第3面）

7. 営業所の名称及び所在地

名　　称	設置年月日	所　　在　　地
		電話番号（　　）　　―
		電話番号（　　）　　―
		電話番号（　　）　　―
		電話番号（　　）　　―
		電話番号（　　）　　―
		電話番号（　　）　　―

		電話番号(　　)　　—
		電話番号(　　)　　—
		電話番号(　　)　　—
		電話番号(　　)　　—
		電話番号(　　)　　—
		電話番号(　　)　　—
		電話番号(　　)　　—
		電話番号(　　)　　—

(記載上の注意)

1. 特定資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

(第4面)

8. 特定資金移動業の内容及び方法

(1)　特定資金移動業の内容及び方法

特定信託受益権の名称	
特定信託受益権の種類等	
特定信託為替取引の提供方法	
取扱上限金額	

役務提供範囲等		
為替レートの決定方法		
特定信託為替取引の標準履行期間		
営業日及び営業時間		
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法		
特定信託口口座に関する事項	(1)　特定信託口口座のある銀行等の商号又は名称	
	(2)　特定信託口口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
	(3)　特定信託口口座の種類	
	(4)　特定信託口口座の名義	
	(5)　特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するために必要な事項	
特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法		

（記載上の注意）

1. 「特定信託受益権の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。

2. 「特定信託受益権の種類等」は、単位(外貨建ての特定信託受益権を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類)、主な用途、保有又は移転の仕組み(保有又は移転

に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。)、内在するリスク、償還に要する期間等につき記載すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

3. 「特定信託為替取引の提供方法」は、現金の受払いをする営業所の有無、ATMの有無、インターネットを利用して提供するか否かを記載すること。

4. 「取扱上限金額」は、提供する特定信託為替取引における取扱上限金額を記載すること。

5. 「役務提供範囲等」は、特定信託為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。

6. 「為替レートの決定方法」は、外貨建ての特定信託受益権を発行する場合には、その外国通貨の為替レートの決定方法について記載すること。

7. 「特定信託為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載すること。

8. 「営業日及び営業時間」は、特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

9. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額を併せて記載すること。

10. 「特定信託口口座の種類」は、円建てで発行される場合には電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第3条第3項第1号イ(1)又は(2)の別を、外貨建てで発行される場合には同項第2号イ(1)又は(2)の別をそれぞれ記載すること。

11. 「特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法」は、円建てで発行される場合には電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第3条第3項第1号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ(1)に規定する預金又は貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合を、外貨建てで発行される場合には同項第2号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ(1)に規定する外貨預金又は外貨貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合をそれぞれ記載すること。

12. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

(2)　特定信託受益権の発行時点、消滅時点及び移転時点

（記載上の注意）

1. 「発行時点」及び「消滅時点」は、特定信託会社が特定信託受益権の受益者に対して負担する償還債務又は第3条の7に規定する特定信託受益権の履行等金額による買取債務の発生時点及び消滅時点を記載すること。
2. 「移転時点」は、利用者が他の利用者に対して特定信託受益権を移転することを請求した場合に、特定信託受益権の受益者が変更される時点を記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(3)　特定信託為替取引の概要図

（記載上の注意）

特定信託会社、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び特定信託為替取引の形態を、特定信託受益権の名称ごとに簡略に図示すること。また、特定信託会社が特定信託為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

（第7面）

(4)　業務委託状況

委　託　先　の　氏　名　等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住　　所	

（記載上の注意）

1. 業務委託状況は、特定資金移動業の一部を第三者に委託している場合に、特定信託為替取引の形態ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書

で併せて記載することができる。

（第8面）

9．主要株主の氏名、商号又は名称

（ふ　り　が　な） 氏名、商号又は名称	保有する議決権の数	割合
	個	%

（記載上の注意）

1．「主要株主」とは、第3条の6第3項第10号に規定する主要株主をいう。

2．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

3．「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。

4．保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。

5．「割合」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

6．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を

第8面の次に添付すること。

10．信託業(信託業法第2条第1項に規定する信託業をいう。)以外の行っている事業の種類

（記載上の注意）

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

11．加入する認定資金決済事業者協会の名称
